

## 「ひろしま型地域貢献企業」認定マークのデザイン募集要領

### 1 募集の趣旨

広島市では、企業等の地域貢献活動を促進し、多様な主体の連携による持続可能な地域コミュニティの実現を図ることを目的として、地域貢献活動に積極的な企業等を「ひろしま型地域貢献企業」として認定するとともに、地域に貢献している企業等であることの象徴とする、認定マーク（ロゴマーク）を付与することとしています。

この「ひろしま型地域貢献企業」に付与する認定マークのデザインを募集します。

### 2 ひろしま型地域貢献企業について

企業等に所属する従業員や企業等が地域貢献活動<sup>※1</sup>を行い、以下のいずれかに該当した場合、地域貢献活動に積極的な企業等として認定するものです。

- (1) 地域貢献活動休暇<sup>※2</sup>を取得し地域貢献活動に従事した従業員が、一定数以上いる企業等。
- (2) 地域貢献活動への従事・協力回数が一定数以上ある企業等。

※1 各種地域団体（町内会・自治会、社会福祉協議会、防犯組合、自主防災会など、地域課題解決等のために自発的に活動を行う住民団体）が参画する、環境美化活動、防犯・防災活動、交通安全運動など、地域課題を解決する活動への参加や、各種地域団体の運営援助を目的とした従業員の派遣等。

※2 従業員等が地域貢献活動を行う場合に取得できる有給休暇。

### 3 募集する作品

「ひろしま型地域貢献企業」の認定マークのデザイン

- ※ シンボルマーク（図）とロゴタイプ（文字）を組み合わせたロゴマークとします。
- ※ 地域に貢献している企業として誇りを持つことができるものであるとともに、市民が一目で認識できるデザインとしてください。

### 4 募集作品の要件

- (1) 作品は応募用紙の15cmの枠内に記入してください。
- (2) 「ひろしま型地域貢献企業」の文字を入れてください。
- (3) 色数の制限はありません。ただし白黒印刷でも耐えうるデザインであることとし、グラデーションは不可とします。
- (4) 印刷物等で使用する際に、3cm四方のサイズで認識可能なものとしてください。
- (5) 応募用紙には、郵便番号、住所、氏名、年齢、職業（学生の場合は学校名）、電話番号、E-mailアドレスのほか、デザインの作成意図など作品の簡単な説明（200字以内）を必ず記入してください。

### 5 応募資格

年齢、プロ・アマ、個人・グループ等を問わず、どなたでも応募できます。ただし、未成年の方は、保護者の同意が必要です。

## 6 募集期間

令和4年7月15日（金）～令和4年8月15日（月）必着

## 7 応募方法

所定の応募用紙により応募先へ提出してください。応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。

### (1) 郵送または持参の場合

作品は折り曲げないようにしてください。

※ 持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで。広島市企画総務局コミュニティ再生課で受け付けます。（土・日曜日、祝日を除く。）

※ FAXでの応募は受け付けません。

### (2) 電子メールの場合

メールの件名を「ひろしま型地域貢献企業認定マーク応募」とし、所定の応募用紙を添付ファイルで送付してください。デジタルデータで作画した場合、形式はJPEG又はPDFで2MB以内としてください。

※ 応募は、1応募者につき1点に限ります。

## 8 審査及び発表

(1) 選考委員会において以下の評価項目に照らして選考審査し、応募作品の中から最優秀賞1点を決定します。

評価項目	評価の視点
コンセプト表現	・地域に貢献している企業として、誇りを持つことができるものであるか。 ・市民が一目で認識できるデザインであるか。
オリジナリティ	新しい発想や独創性があるか。
インパクト	印象的で記憶に残るか。
トータルデザイン	形状、色彩、模様等が総合的に美しく構成されているか。

(2) 審査結果は、受賞者に、令和5年1月頃、個別に通知するほか、令和5年2月頃、市ホームページ等で公表します。受賞者以外には連絡しません。

(3) 選考に関するお問い合わせは、一切受け付けません。

## 9 賞

最優秀賞（採用作品） 1点 賞状及び賞金10万円

（※ 受賞者が未成年の場合は、同額の図書カードとします。）

## 10 注意事項

- (1) 作品は応募者自身が考案した未発表の作品に限ります。
- (2) 公序良俗に反するもの、誹謗中傷するもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものやその他法令に反するものは選考の対象外とします。
- (3) 採用決定後にこれらの条件に違反していることが判明した場合は、採用は無効とし、賞金は返還していただきます。

## 11 作品の取扱い

- (1) 採用・不採用にかかわらず、応募作品は返却しません。
- (2) 採用作品は、企業等を認定した際に交付する認定証に印字するほか、認定企業等の広報媒体等に使用されます。
- (3) 採用作品は、必要に応じてデザインの一部を補修する場合があります。
- (4) 採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、商標権、その他一切の権利は、広島市に帰属するものとし、採用者は著作者人格権に基づく権利を行使しないものとします。
- (5) 採用作品をデジタルデータで作成の場合、データの提出をお願いすることがあります。
- (6) 応募にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (7) 応募に伴う個人情報について、本募集以外の目的に使用することはありません。ただし、採用作品については、氏名、住所（市町村名まで）、職業（学校）を公表する予定です。
- (8) 応募作品に著作権等の権利に関わる問題が発生した場合は、全て応募者の責任となります。

## 12 問合せ・応募先

広島市企画総務局コミュニティ再生課

所在地：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 市役所本庁舎11階

電話：082-504-2125

メール：community@city.hiroshima.lg.jp